

障害のある職員の任免状況について（令和6年6月1日現在）

○法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 5176.5人・・・①

※「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた職員数

○身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数

(イ) 重度身体障害者 24人(＊)

(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者 40人(＊)

(ハ) 重度身体障害者である短時間勤務職員 7人(＊)

(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員 3人(＊)

(ホ) 重度身体障害者である特定短時間勤務職員 0人(0)

(ヘ) 身体障害者の数 = (イ×2) + ロ + ハ + {(ニ + ホ) × 0.5} 96.5人(＊)

(ト) 重度知的障害者 0人(0)

(チ) 重度知的障害者以外の知的障害者 1人(0)

(リ) 重度知的障害者である短時間勤務職員 0人(0)

(ヌ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員 0人(0)

(ル) 重度知的障害者である特定短時間勤務職員 0人(0)

(ヲ) 知的障害者の数 = (ト×2) + チ + リ + {(ヌ + ル) × 0.5} 1人(0)

(ワ) 精神障害者 27人(＊)

(カ) 精神障害者である短時間勤務職員 7人(＊)

(ヨ) 精神障害者である特定短時間勤務職員 0人(0)

(タ) 精神障害者の数 = ワ + カ + (ヨ×0.5) 34.0人(＊)

※()内には内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載

○障害者計 = (ヘ) + (ヲ) + (タ) 131.5人・・・②

○実雇用率 = (② ÷ ①) × 100 2.54%

○法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数 12.5人

○障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数
視覚障害者（第1号に該当する者） 9人

聴覚又は平衡機能障害者（第2号に該当する者） 11人
音声・言語・そしゃく機能障害者（第3号に該当する者） 0人
肢体不自由者（第4号に該当する者） 37人
内部障害者（第5号に該当する者） 17人

※障害の範囲の詳細については、障害の内容が推測される可能性があるため非公表。

○障害者雇用推進者

総務部人事課長 堀江正樹

○障害者活躍推進計画及びその取り組みの実施状況を公表している URL

https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/ota_plan/kobetsu_plan/kusei_susumekata/suisinkeikaku.html

※ *は少数又は他の情報と照合すること等により、特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推認されるおそれがあるため、非公表とする。